

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月30日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

令和3年1月7日 午後6時10分頃

2 事故発生の場所

つくば市緑ヶ原三丁目3番地先

3 相手方

(1) 住所 新潟県十日町市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記日時場所において、相手方が市道1010号線を今鹿島方面から上郷方面に向かって走行中、強風により落下してきた街路樹の枯れ枝により、フロントガラス及び車体を損傷させたもの。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金410,150円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。